

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二条 法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第五号において同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。）に係るものを除く。）に係る権利</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十三条項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。）に係る権利</p> <p>〔六〇八 略〕</p>	<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第五号において同じ。）及び暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。）に係るものを除く。）に係る権利</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十三条項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）に係る権利</p> <p>〔六〇八 同上〕</p>

—  
〔2・3  
略〕

—  
〔2・3  
同上〕

—

別紙様式第9号（第213条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面） [略]

（第2・3面）

商号

（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

[略]

[1.・2. 略]

（第4面）

商号

（ 年 月 日現在）

3. [略]

（第5面）

商号

（ 年 月 日現在）

[4.～6. 略]

（第6面）

商号

（ 年 月 日現在）

[7.～9. 略]

（第7面）

商号

（ 年 月 日現在）

別紙様式第9号（第213条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面） [同左]

（第2・3面）

[同左]

（記載上の注意）

[同左]

[1.・2. 同左]

（第4面）

3. [同左]

（第5面）

[4.～6. 同左]

（第6面）

[7.～9. 同左]

（第7面）

[10. ~12. 略]

(第8面)

商号

( 年 月 日現在)

[13. ~16. 略]

[10. ~12. 同左]

(第8面)

[13. ~16. 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。